

上徳間区防災計画

風水害等避難情報発令時対応マニュアル

(逃げ遅れゼロを目指して)

令和3年2月21日（初版）

令和7年6月2日（改訂 備蓄計画追記）

上徳間区防災会

～ 目 次 ～

1 はじめに

2 基本的な考え方

- (1) 基本方針(目的)
- (2) 区民の活動目標
- (3) 中長期的な活動計画

3 災害への備え

- (1) 過去の災害実態
- (2) 危機管理意識の醸成
- (3) 防災訓練の実施・検証
- (4) 防災意識の普及啓発
- (5) 防災計画の見直し

4 防災活動組織構成・活動の内容

- (1) 組織構成
- (2) 平素の活動内容
- (3) 発災直前の活動
- (4) 被災後の活動
- (5) 復旧・復興期の活動

5 上徳間区防災会組織図(細則)

各種災害時等緊急連絡網・活動内容
別紙 6～13 ページ

6 非常持ち出し品チェックリスト

別紙 14 ページ

7 備蓄計画

別紙 15 ページ

1 はじめに

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、地域コミュニティにおける共助推進のために「地区防災計画制度」が創設されました。

上徳間区防災計画は、この制度に基づき上徳間区民が行う自発的な防災活動を定めたものであり、組織作り等を地域コミュニティで作り上げそれを実行に移すものです。

このことを基本として区民の生命・身体・財産の保護のため本計画書を作成しました。

特に、事前の防災対策や地域防災力の向上を図るためには、いざという時の備えが何よりも大切であり、実効性を伴うものでなければなりません。

そのためには上徳間区防災会の組織を構築して被害の軽減を図り、より安全で暮らしやすい上徳間区にしていく必要があります。

2 基本的な考え方

(1) 基本方針(目的)

ア 平常時における地域防災力の向上を図るため、地域コミュニティを維持・活性化する。

イ この実現のため先ず自助による活動を行ったうえ地域に暮らす住民一人ひとりが共助推進により防災活動体制を構築する。

(2) 区民の活動目標

ア 平素の心構え

- ・ 避難場所・避難経路の確認
- ・ 食料・水の備蓄(3日以上)
- ・ 近所づきあいは最大の備え
- ・ 避難時の持ち出し袋の事前準備
- ・ 家具等の転倒防止対策
- ・ 火災予防
- ・ 火災報知機の設置

イ 風水・土砂災害時等の心構え

- ・ ハザードマップの確認
- ・ 避難の呼びかけには即反応
- ・ 命を守るため、ためらわない行動
- ・ 気象情報の確認
- ・ 避難は冠水する前に
- ・ 堅固な建物への避難
- ・ 場合によっては垂直避難を選択
- ・ 避難行動要配慮者との積極的な交流
- ・ 避難行動は自助避難が原則(自分自身の命は自分が守るのが原則)

(3) 中長期的な活動計画

- ア 地域コミュニティ活動への積極的な参加
区民に対し機会あるごとに積極的な参加を呼びかけ防災意識を高める。
- イ 装備資器材の計画的な設置
- ウ 市行政との緊密な連携

3 災害への備え

(1) 過去の災害実態

上徳間区は、一級河川「千曲川」の右岸に位置し、過去においては大規模な洪水被害が発生している。

(戊の満水「1742年8月20日「千曲川流域で2800人以上の人が犠牲になったほか、田畑の流出が広範囲にわたり未曾有の大災害となった。」と伝承されている。)

(2) 危機管理意識の醸成

千曲市は令和元年の台風19号を除き近年、大きな災害に見舞われたこともなく、このため危機管理意識が全体に低下傾向にあるのが現状と思われる。

しかし、近年は世界的に異常気象が続いており、いたるところで洪水被害等が発生している。

このような気象状況の中にあって、この地域においてもいつ何時このような大きな災害が発生しかねないため、普段からその危険性を知っておくことが大切である。

ア 予測水位

上徳間区では千曲市洪水ハザードマップによると場所によっては水位が2メートル以上に達するほか、地域全体が浸水する危険性があると予測されている。

イ 避難先

災害発生時は、避難先が限定されて、一極集中となることが予測されるため平素から1か所の避難場所ではなく、複数個所の避難先を想定しておくことが必要である。

(3) 防災訓練の実施・検証

- ア 機会あるごとに防災に関する実践的な訓練の実施
- イ 区民に対する被害軽減の呼びかけの実施
- ウ 区民参加による実践的な訓練の実施(年1回 9月)

(4) 防災意識の普及啓発

- ア 防災に関する家族での話し合い
- イ 各分区長が分区会議での話し合い
- ウ 防災に関するパンフレット、チラシ等の配布

(5) 防災計画の見直し

防災訓練の参加状況を参考に見直すべき事項があった場合等は計画の見直しを実施し、より実践的な計画を企画する。

4 防災活動組織構成・活動内容

(1) 組織構成

- ア この組織は、上徳間区防災会と称する。
- イ 現地対策本部長は、その時の区長をもって充てるものとし、緊急事態発生の際は統括責任者として全体の指揮監督を行う。
- ウ 現地対策副本部長は、その時の副区長をもって充てるものとし、区長の補佐を行う。
- エ 具体的な組織構成
 - 救出救護班・・・・・・・・・・民生児童委員・協議員・分区役員
 - 広報巡回班・・・・・・・・・・消防団第10分団上徳間班
 - 情報収集班・・・・・・・・・・自衛消防団
 - 避難所庶務班・・・・・・・・・・婦人消防隊、日赤奉仕団、公民館役員

(2) 平素の活動内容

- ア 区長・・・・・・・・・・総合的対策のための市との連絡協調
- イ 副区長・・・・・・・・・・区長との連絡調整、避難所の備品等の確認と補充
- ウ 救出救護班・・・・・・・・・・要配慮(支援)者の把握及び班員との連絡・調整
- エ 広報巡回班・・・・・・・・・・避難路の安全点検、消火器、消火栓等の点検
- キ 情報収集班・・・・・・・・・・避難路等の安全点検
- ク 避難所庶務班・・・・・・・・・・各役員間の連絡調整及び応急手当訓練等

(3) 発災直前の活動(レベル3発令時)

- ア 区長・・・・・・・・・・各班責任者に対しての必要事項の指示
- イ 副区長・・・・・・・・・・区長との連絡調整・各班責任者に対する必要な指示
- ウ 民生児童委員・・・協議員、分区役員との連携により要配慮者等(要支援者・高齢者を含む)への情報伝達、避難誘導、指示、救出救護、搬送
- エ 協議員・・・・・・・・・・民生児童委員、分区役員との連携により要配慮者等(要支援者・高齢者を含む)への情報伝達、避難誘導、指示、救出救護、搬送
- オ 分区役員・・・・・・・・・・民生児童委員、協議員との連携により要配慮者(要支援者・高齢者を含む)への情報伝達、避難誘導、指示、救出救護、搬送
- カ 消防団・・・・・・・・・・各種情報伝達、避難誘導等広報、緊急時の半鐘の連打
- キ 自衛消防団・・・・・・・・・・情報収集・広報連絡
- ク 婦人消防隊・・・・・・・・・・避難所開設、受付、応急手当、逃げ遅れゼロ確認
- ケ 日赤奉仕団・・・・・・・・・・避難所開設、受付、応急手当、逃げ遅れゼロ確認
- コ 公民館役員・・・・・・・・・・避難所開設、受付、応急手当、逃げ遅れゼロ確認

(4) 被災後の活動

- ア 区長・・・・・・・・・・指揮・意思決定
- イ 副区長・・・・・・・・・・区長の補佐・必要時の食料品等物資購入指示
- ウ 避難所庶務班・・・・・・・・・・負傷者の応急手当・救急車等の手配・必要により食料の配布等

(5) 復旧・復興期の活動

- ア 区長は市行政との連携を図る。
- イ 各班員は必要により復旧・復興に協力する。
- ウ 管内の犯罪抑止活動に従事する。
- エ 避難期間が中長期的に及ぶ場合は関係機関と協議する。

◆雨の強さと降り方を確認しよう

1 時間雨量(mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋外の様子
1 0 以上～2 0 未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	地面一面に水たまりができる
2 0 以上～3 0 未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしても濡れる	
3 0 以上～5 0 未満	激しい前	バケツをひっくり返したように降る		道路が川のようになる
5 0 以上～8 0 未満	非常に激しい雨	滝のように降る	傘は全く役に立たなくなる	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる
8 0 以上	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある 恐怖を感じる		

◆気象や避難に関する情報を確認しよう

市から出される避難情報
(警戒レベル)

警戒レベル	とるべき行動	避難情報
5	命を守る最善の行動	緊急安全確保
4	危険な場所から全員避難	避難指示
3	危険な場所から高齢者などは避難	高齢者等避難
2	避難行動の確認	_____
1	心構えを高める	_____

気象庁などから出される河川水位や雨の情報
(警戒レベル相当情報)

警戒レベル	水害の情報(河川)	土砂災害情報
5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報(土砂災害)
4相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2相当	氾濫注意情報	大雨注意報
1相当	_____	_____

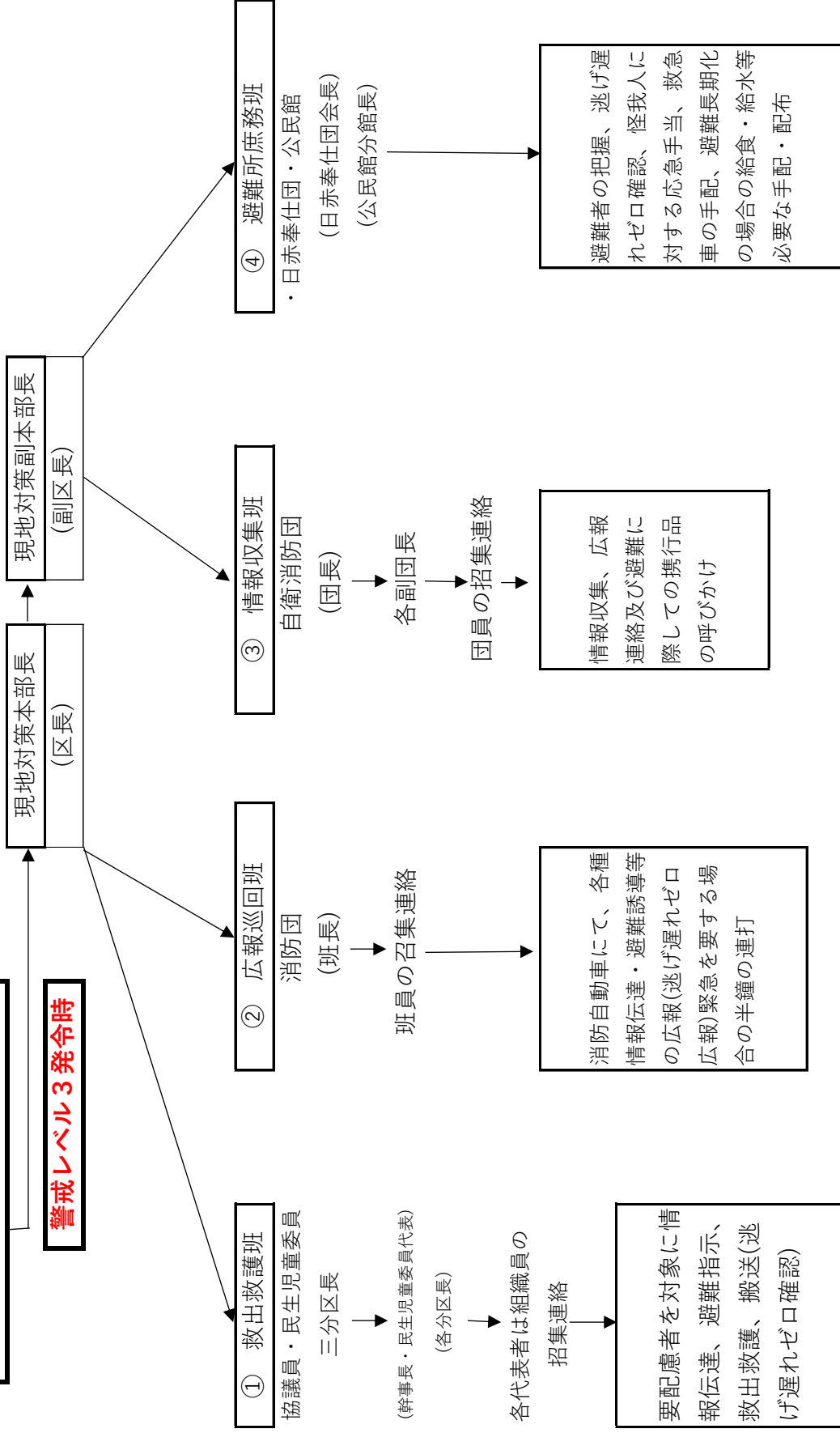
上 徳 間 区 防 災 会 組 織 図

各種災害発生時等緊急連絡網・活動内容

細則

千曲市からの避難準備情報発令

警戒レベル3発令時



※ 把握した各種情報については、その都度区長に報告する。

区長は把握した各種必要情報については、市対策本部に報告する。

※ R6年度末 婦人消防解散

最低限非常持ち出し品チェックリスト

非常持ち出し品

貴重品・書類等	☐ 財布 ☐ 現金 ☐ 通帳・印鑑 ☐ 身分証明書(免許証・健康保険証) ☐ 家や車の鍵 ☐ 携帯電話(充電器・予備バッテリー) ☐ 筆記具 ※重要なものはコピーや番号を控えておく
---------	--

食料	☐ 飲料水(持ち出し1.5ℓ程度) ☐ 食料品 (レトルト食品・缶詰・菓子類) ☐ 栄養補助食品 ☐ 必要により病人食やアレルギー対応食品
----	---

避難用品	☐ 懐中電灯 ☐ 雨具 ☐ ヘルメット・防災頭巾 ☐ 軍手 ☐ 携帯ラジオ ☐ 警笛 ☐ 簡易トイレ ☐ 水筒
------	--

生活用品	☐ 衣類(下着) ☐ 大判のハンカチや風呂敷 ☐ タオル ☐ 万能ナイフ ☐ 使い捨てカイロ ☐ 油性マジック ☐ ゴミ袋 ☐ 乾電池
------	--

救急・衛生用品	☐ 常備薬 ☐ 持病薬(お薬手帳も) ☐ 救急セット (ばんそうこう・消毒薬・包帯等) ☐ 体温計 ☐ ティッシュ ☐ ウエットティッシュ ☐ トイレットペーパー ☐ マスク ☐ 生理用品 ※お年寄りや乳幼児が一緒の場合は介護用品、補聴器、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶等必要なもの
---------	--

備蓄品 (3日分〜できれば1週間分)

食料	☐ 飲料水(1人1日3ℓが目安) ☐ レトルトご飯・アルファ化米 ☐ レトルト食品・缶詰等 (加熱せず食べられるもの) ☐ 栄養補助食品・離乳食 ☐ 病人食
----	--

生活用品	☐ 衣類 ☐ 毛布 ☐ 軍手 ☐ ラジオ(手回し充電式) ☐ 懐中電灯 ☐ 電池類 ☐ 予備バッテリー ☐ マッチ・ライター ☐ 卓上コンロ ☐ 食品用ラップ ☐ ポリ袋(大小) ☐ ポリタンク ☐ 使い捨て食器 ☐ 給水袋 ☐ ロープ ☐ ガムテープ
------	---

救急・衛生用品	☐ 常備薬 ☐ 持病薬(お薬手帳も) ☐ 救急セット ☐ ティッシュ ☐ ウエットティッシュ ☐ トイレットペーパー ☐ マスク ☐ ビニール手袋 ☐ 生理用品
---------	---

8 備蓄計画

令和7年5月21日現在

No.	物品名	目標数	整備予定年度			備考
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	
1	備蓄食料 (アルファ米、レトルト食)	100食	100食	50食	50食	消費期限5年
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※ 備蓄品は計画的にローリングストックを行うものとする。

《参考資料》（食料品等の備蓄品の目安）

【長野県及び千曲市の備蓄目標】

千曲市内において最も被害が大きいとされている糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震による最大想定避難所避難者数では、市民(全人口)の約13.5%となっており、食料品等の備蓄は3日分として、長野県1/3、千曲市1/3、市民1/3となっている。

【区・自治会の備蓄目標】

区・自治会の世帯数の2倍（一世帯2人した場合）の10%を目標に食料品等の備蓄を整備する。（1日分を備蓄）

例） 区・自治会の世帯数が400世帯の場合

【基準：80人（400世帯×2人）×10%＝80人】

①飲料水 80人×3ℓ（1日/1人）＝240ℓ（500mlの場合480本）

②食料 80人×3食（1日/1人）＝240食